

意見書

平成 23 年 2 月 24 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1

氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画部

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条により、平成 23 年 1 月 26 日付けで公告された電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（以下、「省令案」）に対し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

【基本的な考え方】

・光ファイバでの競争環境の構築

本改正は、「光の道」構想の推進のため、光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性のあるメタルの加入電話の提供義務を緩和することにより、適格電気通信事業者の二重投資を回避させることを主目的としておりますが、一方で、光ファイバでの競争環境の構築が不十分であることから、本来であれば、光ファイバ接続料の検討やIP網におけるアンバンドル議論等といった競争環境の整備、利活用促進と平仄をあわせて検討を進めるべきものと考えます。

・情報公開

メタルと光ファイバとでは、電話としての機能だけでなく、ADSLといったインターネット接続サービスにおいても、差分があるため、利用者保護の観点からは、適格電気通信事業者もしくは行政による利用者への十分な周知が必要と考えます。また、同様に接続事業者への適切な情報開示も必要と考えます。

以下のとおり、当社の考え方を申し述べます。

■加入電話の提供を行わないとする場合の措置について(省令案第22条の2)

加入電話の提供を行わないこととする区域について、総務大臣への報告だけでなく、明確に期限も区切った上での対外公表義務も必要であると考えます。

メタルについては、DSLサービスやマイライン等、適格電気通信事業者以外の接続事業者が提供しているサービスもあり、情報開示が何ら行われなことは、利用者にとって想定し得ない移行コストの発生、またはサービスの継続的な利用が出来ないなど、不利益な状況になりかねません。

また、利用者に対するのと同様に、競争環境確保の観点では、接続事業者への情報公開も行うべきと考えます。